**東日本大震災における対象区域内家屋の**

**代替家屋特例に係る固定資産税又は都市計画税の特例適用申告書**

受付印

　　　年　　　月　　　日

長岡市長　様　　　　　　　　　　　　　　　　〒

申告者の住所

申告者の氏名（名称）

電話番号　　　　　－　　　　－

(個人番号又は法人番号)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

対象区域内家屋に代わるものを取得したため、地方税法附則第56条第14項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、担当課に交付請求されることに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納税義務者 | 住　　　　　所 | □申告者の住所と同じ |
| 氏名又は名称 | 対象区域内家屋の所有者との関係（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 代　替　家　屋 | 所　　在　　地 |  |
| 家　屋　番　号 |  | 床面積 | ㎡ |
| 共　有　持　分 |  | 種　類 |  |
| 取得・改築年月日 | 　　　　年　　月　　日 | 構　造 |  |
| 取得・改築の状況 | □新築家屋の取得　　　　□中古家屋の取得　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 他市町村への申告の有無 | □なし　□あり（　　　　年　　月　　日申告　　　　　　　　市町村） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　区　域　内　家　屋 | 所有者の住所 |  |
| 所有者の氏名又は名称 |  |
| 所　在　地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（家屋番号：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 種　類 |  | 床面積 | ㎡ | 共有持分 |  |

1　「代替家屋」とは、「対象区域内家屋」に代わるものとして取得した家屋をいう。

2　「対象区域内家屋」とは、居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋をいう。

3　特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎　特例の内容と適用要件

東日本大震災における原子力発電所の事故で居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の内容と適用にあたっての用件は次のとおりです。

１　特例対象者

⑴　対象区域内家屋の所有者（対象区域内家屋が共有物件の場合は、その持分を有する者）

⑵　対象区域内家屋の所有者に相続が生じた時の相続人

⑶　対象区域内家屋の所有者に合併が生じた時の合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人

⑷　対象区域内家屋の所有者と代替家屋に同居する３親等内の親族

※　震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

２　対象区域内家屋要件

居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋

３　代替家屋（特例対象家屋）要件

　対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として対象区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。）

４　取得期間

居住困難区域が指定された日から当該居住困難区域の指定が解除された日から起算して３月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは１年）を経過する日までの間に取得した家屋

５　特例の内容

固定資産税又は都市計画税の対象区域内家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から４年度分が２分の１、その後の２年度分は３分の１が減額されます。

◎　添付書類

１　「不動産登記簿謄本(写)」、「建築請負契約書(写)」、「売買契約書(写)」等、居住困難区域設定指示が行われた日において、対象区域内家屋を所有していたことを証する書類

２　「平成23年度固定資産税家屋名寄帳(写)」等、被災家屋が所在していたことを証する書類

３　代替家屋の所有者が、対象区域内家屋の所有者の相続人、対象区域内家屋の所有者と同居する３親等内の親族、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人であることを証する書類

⇒　「戸籍謄本（全部事項証明書）」（写）及び「住民票」（写）又は「法人の登記簿謄本」（写）

※　必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※　必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。